

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 8 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 8 月 4 日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成27年 5 月17日午後 5 時30分頃、幕別町札内泉町73番地の 2、泉町団地 1 号棟駐車場において、相手方が駐車していた車両に、敷地内の樹木が倒れ、その衝撃により車両の左フェンダー、右後部、右側面等に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 409, 126円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。